

令和6年9月13日

障害福祉サービス等事業者
(短期入所、計画相談支援) 御中

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

短期入所の連続長期利用に関する名古屋市の取扱いについて

平素より、本市障害福祉行政にご協力をいただきありがとうございます。

標記の件につきまして、厚生労働省より新たな見解が示されたことから、本市として以下のように整理しましたので、サービスの実施においてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 短期入所の連続長期利用に関する取扱いについて

【従前の取扱い】

短期入所の連続利用日数については、いかなる場合でも連続して30日を超えるサービス利用は認められません。(連続31日目を自費サービスとして利用し、施設に滞在することは可能です。)

連続利用日数が30日であることから、支給量は30日／月が上限となります。

【新しい取扱い】

短期入所の連続利用日数については、原則として30日を上限とします。

ただし、利用者の心身の状況等を勘案して、区役所・支所において特に必要と認められた場合に限り、30日を超えて連続利用すること(以下、「連続長期利用」といいます。)ができます。

対象の方には、受給者証の特記事項に「連続31日以上利用可(短期入所)」が印字されます。

2 支給決定に関する取扱いについて

特記事項の記載には申請が必要です。連続長期利用が必要と考えられる場合は、区役所・支所へ変更申請を行ってください。

連続長期利用を認める場合には、支給量は31日／月が上限となります。

連続長期利用を認める場合の支給決定期間は、最大で6か月です。6か月を超える場合は、区役所・支所へ更新申請を行い、改めて必要性を申し出ていただくこととなります。

(計画相談支援について)

支給量の変更に当たっては、原則としてサービス等利用計画案を作成いただくことが必要です。モニタリングの設定については、原則3か月ごととなります。

3 長期連続利用の必要性が認められる場合の例

- ・居宅がなく、グループホーム等の施設への入居も困難である場合
- ・介護者の状況または、対象者の心身の状態により、数日であっても居宅に戻って在宅生活を行うことが困難である場合

4 適用時期

申請受付 本通知発出より

利用開始 連続31日目から10月1日以降となる利用から適用

(認定支払担当)

TEL:052-972-2639

FAX:052-972-4149